

=====
コンテンツ (No.23)

今回は、最近発生した日系企業関係の商標ライセンスのトラブル事例、上海の展示会での二セモノ取締関係の記事をお届けいたします。中国専利法の改正内容については、次号でお届けする予定です。

- 1．商標ライセンスに関する最近の問題事例
- 2．香港の知財関連法改正
- 3．上海市の国際ミシン展示会で模倣品多数出展
- 4．製品品質法の日中対訳全文
- 5．セミナー開催のお知らせ
- 6．人民日報のHP（日本語版）より

=====
1．商標ライセンスに関する最近の問題事例

最近、日系の合弁企業が、親元の日本企業から使用許可を得ている中国の登録商標を使用していたにもかかわらず、地元の工商局から法律違反を問われる事件が発生しました。

これは、中国独特の商標ライセンス届け出制度（商標法26条3項等、JETRO模倣対策マニュアル中国編 P.14 に詳しい）によるものであり、例え日本の親会社と現地の合弁企業等が使用許諾契約を結んでいても、その契約内容を所在地の県級工商局に届けなければならないためです。これに違反した場合には、1万元以下の罰金とともに商標登録が取り消されることもあります。（実施細則35条）

さらに、許諾された商標を合弁企業内でラベル印刷、生地にプリント等をしている場合には、その工場を県級以上の工商局に届けて「商標印刷・製造の指定単位」に認定してもらう必要があります（商標印刷・製造管理規則、1990年8月8日）。この認定を怠って製造を続けると、発覚した場合、商標法34条の不法商標制作に問われ、過去2年間の売上げの20%以下の罰金を科されることとなります。

現地法人の設立定款に親会社との商標使用許諾が定められており、この設立定款を中国当局が認可していようとも、発覚した時点で上記の罰金を科される可能性が高いので、十分ご注意ください。

2．香港の知財関連法改正

香港の商標条例(Trade Marks Ordinance)が6月15日に、著作権条例、著作権海賊版防止条例、特許条例の部分改正案(Intellectual Property(Miscellaneous Amendments) Ordinance 2000 が7月6日にそれぞれ香港の国会に当たる立法会を通過しています。

新商標条例の施行日は工商局長が指定することとなりますが、香港知識産権

署のコンピュータシステムの大規模変更を伴うことから、施行日は2001年以降といわれています。

また、著作権条例、海賊版防止条例、特許条例についても施行日はまだ決定されていない模様です。著作権条例の改正では、不法目的の不正商品所有が著作権侵害として規定され、映画館や劇場へのビデオ撮影装置の持ち込み禁止も規定されています。

これら新条例の内容については、次号以降でお伝えする予定です。

3. 上海市の国際ミシン展示会で模倣品多数出展

(社)日本縫製機械工業会は、8月12日～15日まで上海市で開催された「中国国際縫製設備展覧会」において、上海市工商行政管理局、上海市知識産権局の担当官を会場に招き、日系企業の模倣被害の実態を説明しました。また、違法行為を行っている中国企業に対して、上海市の担当官が現場で直接注意し、看板撤去等の指導をおこないました。

この展覧会は、毎年開催される大規模な展覧会で、昨年度も日系企業のコピー商品が大量に展示されていたことから、今回は、上海市当局を招いて会場を視察してもらい、展示会の現場で取締を実施して、ニセモノ業者にプレッシャーをあたえること、国際展示会が頻繁に開催される上海市の当局者に対してニセモノの実状の認識を深めてもらい、今後の展示会での取締活動を強化してもらうことが主な目的でした。

上海市当局から参加した4名の担当官は、まず、縫製機械工業会が事前に調査したニセモノ出品状況のブリーフィングを受け、その後会場の視察を行いました。会場内には、日系製品の外観のコピー商品、類似商標を用いた製品や看板等が数多く出展されていましたが、意匠権侵害品については、相手方の意見を所定の期日を指定して聴取する必要があることから、その場で差し押さえ等をすることはできませんでしたが、相手業者にはかなりのプレッシャーをあたえることができた模様です。また、商標権については、相手業者が日本企業の有している商標と類似の商標を既に登録しているケースが多く、現場での差し押さえは見送らざるを得ませんでした。ただ、未登録であるにもかかわらず、登録されたと偽って看板を掲げ、名刺に商標を印刷して配布していた業者については、その場で工商行政管理局より看板の取り外しと共に名刺の回収を命じました。類似の商標を相手に取得されているケースについては、まず、北京の国家工商行政管理局評審復審委員会において相手の商標取消しを行い、その後取締を実施することになります。

また、会場視察の後には、知識産権局及び工商行政管理局が展示会の主催者である中国縫製機械工業会に対して、今後不正商品が出展されることのないよう厳重注意が申し渡され、以後の展示会では、事前にこれら二つの部局と相談の上、出展の審査を厳しく行うことが取り決められました。

4. 製品品質法の日中対訳全文

製品品質法の改正案が7月8日採択され、9月1日より施行されることとなっていますが、この新しい製品品質法の日中対訳全文と日中の弁護士による解説が「中国法令」8月号(コマースクリエイト株式会社)に掲載されています。入手ご希望の方は次の宛先までご連絡下さい。(日本：クリエイト大阪 Tel.06-6353-4824、中国：コマースクリエイト Tel.+86-10-6591-4949)

5. セミナー開催のお知らせ

9月には、日本で中国知的財産権に関する内容を含んだ以下の2つのセミナーが開催される予定です。

(1) シンポジウム「海外の知的財産情勢」((財)知的財産研究所主催)

日 時 平成12年9月19日(火) 13:30~17:00

会 場 主婦会館 プラザエフ 7階 カトレア

東京都千代田区六番町15番地 TEL:03-3265-8111

(会場の地図; <http://www.plaza-f.or.jp/otoiawase.html>)

講師およびテーマ

(1) 欧州の知的財産情勢(ジェトロ・デュッセルドルフセンター) (2) 中国の知的財産情勢(日中経済協会 北京事務所) (3) 韓国の知的財産情勢(ジェトロ・ソウルセンター) (4) 東南アジアの知的財産情勢(ジェトロ・バンコクセンター) (5) 米国の知的財産情勢(ジェトロ・ニューヨークセンター)

申込/問合せ先 (財)知的財産研究所、Tel 03 - 5275 - 5281、Fax 03 - 5275 - 5324、e-mail seminar@iip.or.jp 担当：高野、大野

(2) 知的所有権侵害対策セミナー(特許庁主催)

日 時 (東京)9月26日(火)、(大阪)9月28日(木)

時間はいずれも 13:00~17:00

会 場 (東京)都市センターホテル 3F コスモスホール

東京都千代田区平河町2-4-1、TEL.3265-8211

(大阪)グランキューブ大阪 12F 特別会議場

大阪市北区中之島5-3-51、TEL.06-4803-5555

テーマ 侵害対策における企業間の連携について

講師 パトリシア ジョーロス女史(REACT)、フィリップ ヤン氏(CACC)他
申込/問合せ先 (社)発明協会アジア太平洋工業所有権センター、TEL.03-3503-3025、FAX.03-3503-3239、担当：赤羽、佐竹、寺本

6. 人民日報のHP(日本語版)より

中国：ネット広告に関する法規、近く公表

<http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/08/09/newfiles/a1290.html>

全人代常務委員会第17次会议が閉幕

「中華人民共和国専利法」の改正に関する決定を採択
<http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/08/26/newfiles/a1010.html>

China IP News Letter =====
日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 2000/8/31 号 (N0.23)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

配布の停止、追加等は

http://clickincome.net/mg_lt/mag/m00002317.html

バックナンバーを御覧になりたい場合は

<http://www.jc-web.or.jp/data/letter/index.htm> または

<http://www.cnip.org>

ご意見・ご質問・ご感想等は、

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎 seki@public.east.cn.net

韓 艶梅 yanmei@cnip.org、馮 超 fchao@cnip.orgまでご連絡ください。

Copyright 2000 Kazuo Seki, all rights reserved
